平成２９年（フ）第２０８号
長崎県長崎市本尾町17番40号
債務者　阿野　鉄夫
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０９号
長崎県長崎市本尾町17番40号
債務者　阿野　愛子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１１号
北海道勇払郡むかわ町駒場111番地　駒場団地９－３
債務者　岸谷　幸子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１８号
岩手県釜石市上中島町４丁目２番29―404号
債務者　和野惠美子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第５０２号
仙台市太白区あすと長町４丁目３番58―1005号
債務者　佐々木正巳
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５３４号
仙台市泉区長命ケ丘６丁目３番地の25
債務者　高橋　里美
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５５３号
仙台市青葉区木町通２丁目１番42―112号
債務者　阿部千恵子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５７５号
仙台市青葉区宮町４丁目７番22―５号、従前の住所仙台市青葉区台原５丁目11番19号　グレイスコートＫ105
債務者　佐藤　初美（旧姓浦江）
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４７号
秋田県能代市落合字落合145番地１　カーサⅢ　104号
債務者　大山　　久
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第４８号
秋田県能代市落合字落合145番地１　カーサⅢ　104号
債務者　大山栄美子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第４９号
秋田県能代市字機織轌ノ目87番地２
債務者　川尻　忠伸
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第２０号
福島県相馬郡新地町駒ケ嶺字富穴前25番地
債務者　佐藤　　瞳
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２９年（フ）第３５号
福島県いわき市小名浜玉川町南21番地　県営住宅３－15
債務者　鈴木　教士
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第４８号
福島県いわき市平字東町20番地の５　ハイツラパス１－Ｇ
債務者　渡邊三枝子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第６０号
福島県いわき市平下荒川字諏訪下15番地の11　コーポアシストＶ102
債務者　久保木秀治
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第６４号
福島県いわき市泉町３丁目14番地の20
債務者　佐藤　敏雄
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第６６号
福島県いわき市平南白土２丁目７番地の１　ツカサハイツ103
債務者　橋本　　進
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福島地方裁判所いわき支部